

# 「脱炭素社会ぎふ」・森林吸収量認証制度 (Gークレジット制度)

## プロジェクト計画書

プロジェクトの名称: 瑞浪市・都市河川土岐川(庄内川)の上流を育む森づくりプロジェクト

プロジェクト 実施者名	陶都森林組合
----------------	--------

登録審査申請日 西暦 2024 年 11 月 18 日

プロジェクト登録申請日 西暦 2024 年 12 月 4 日

## 1 プロジェクト実施者の情報

### 1.1 プロジェクト実施者(複数のプロジェクト実施者がいる場合は代表実施者)

実施者名	(フリガナ) トウトシンリンクミアイ
	陶都森林組合

### 1.2 プロジェクト代表実施者以外のプロジェクト実施者 ※1

実施者名	(フリガナ)			
住所	郵便番号	都道府県	市区町村	市区町村以降の住所
代表者氏名				
担当者氏名				
担当者所属・役職				
担当者E-mail				
担当者電話番号				

※1 複数のプロジェクト実施者が参加する場合には、欄をコピーしてそれぞれのプロジェクト実施者の情報を記載すること

### 1.3 G-クレジット保有者 ※1

保有者氏名	(フリガナ) トウトシンリンクミアイ			
	陶都森林組合			
住所	郵便番号	都道府県	市区町村	市区町村以降の住所
	509-6124	岐阜県	瑞浪市	一色町4-87

※1 G-クレジット保有者が決まっている場合は記入すること。

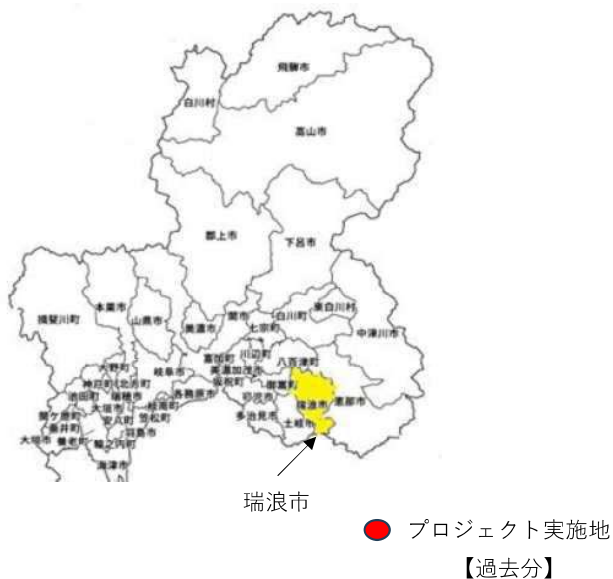
## 2 プロジェクトの概要

### 2.1 プロジェクトの目的及び概要

プロジェクト名	瑞浪市・都市河川土岐川(庄内川)の上流を育む森づくりプロジェクト		
プロジェクト番号			
適用する方法論	方法論番号	GFO-01	Ver. 1.2
	方法論名称	森林管理活動	
概要	適切な森林管理を行うことによってCO2吸収を促し、地球温暖化防止及び山地災害防止に貢献する。		
プロジェクト計画の登録を行う森林の場所	都道府県市区町村	都道府県 岐阜県	市区町村 瑞浪市
	場所※1	瑞浪市地内	
	区分	(記入例: 県有林、市有林、町有林、村有林、社有林、組合所有林、私有林、分収造林事業地など) 財産区有林、生産森林組合有林	
クレジット収益の配分／活用計画	経費を差し引いた収益の一部を、プロジェクトに参加する森林所有者に配分する。 森林所有者への配分は、その面積案分で行う。 組合分収益は森林の保全管理を行う担い手の育成や道の維持管理・森林整備等に活用する。		

※1 プロジェクトが実施される森林の位置を示した図面を添付する。

(図面添付場所)



将来計画は、過去分の再間伐及び順次プロジェクト実施地内で間伐を実施予定

地図出張：白地図専門店

2.2 プロジェクト実施前後の状況

(プロジェクト対象地域の森林の現況 ※1):

○地域の概要

瑞浪市は、濃尾平野の北東端に位置し、岐阜市、名古屋市へはいずれも直線で40km、中央部には屏風山、北には雨乞山、高根山がそびえ南からは小里川、東からは土岐川が流れ、太古の昔は海の底であったことから化石の町としても全国的に知られています。  
市の北部を通る旧中山道には、現在もところどころに石畳の道や一里塚が残されており、かつての宿場町「大湫宿」・「細久手宿」の家並みと共に、往時のにぎわいを感じることができます。総面積は17,486ha、森林面積は12,174haで市域の70%を占めています。そのうち民有林面積は11,937haでスギ・ヒノキを主体とした人工林は4,421haで人工林率は37%となっています。  
近年は森林・林業に対する認識も高くなく、市民の理解と協力を得ながら森林の持つ環境や防災機能の向上のため森林整備に努めることが肝要となっています。

○プロジェクト対象地域の樹種別・年齢別面積等

令和6年3月31日現在										
年齢	人工林						天然林		合計	
	スギ		ヒノキ		その他		面積(ha)	蓄積(m³)	面積(ha)	蓄積(m³)
	面積(ha)	蓄積(m³)	面積(ha)	蓄積(m³)	面積(ha)	蓄積(m³)				
1										
2										
3										
4										
5										
6			6.56	777					6.56	777
7			1.33	323					1.33	323
8			5.87	1,138					5.87	1,138
9			18.71	4,444					18.71	4,444
10			10.45	2,065					10.45	2,065
11	0.06	21	13.33	2,260			0.04	4	13.43	2,285
12	1.93	717	23.41	4,913	0.04	7	0.10	11	25.48	5,648
13	0.93	447	1.84	506			5.05	582	7.82	1,535
14	1.07	433	2.01	522			5.99	710	9.07	1,665
15	0.11	46	0.27	79	2.57	297	13.54	1,570	16.49	1,992
16	0.09	39	2.38	722			4.45	532	6.92	1,293
17			3.77	1,003	1.05	109	12.35	1,273	17.17	2,385
18	0.14	64	0.88	277			1.76	171	2.78	512
19			0.73	197			3.36	333	4.09	530
20			1.57	447			5.67	549	7.24	996
21以上	0.07	40	13.15	3,969			3.70	414	16.92	4,423
合計	4.40	1,807	106.26	23,642	3.66	413	56.01	6,149	170.33	32,011

○登録申請年度以前の施業実施状況(※プロジェクト実施地に限る)

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	計
除伐													0.00
間伐										5.91	4.92	8.68	19.51
計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.91	4.92	8.68	19.51

○プロジェクト登録後の施業実施計画(※プロジェクト実施地に限る)

	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	計
除伐									0.00
間伐	0.00	10.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	40.00
計	0.00	10.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	40.00

(プロジェクトが実施される森林における森林施業及び森林の巡視の計画 ※2):

○施業方針

当プロジェクトでは、急峻であるがゆえに、林道・作業道の開設が難しく、木材搬出が容易でないことから、瑞浪市森林整備計画に定める将来目標区分のうち、「環境保全林」を対象とし、森林の持つ快適環境形成機能や山地災害防止機能の発揮を目的とした施業を行う。下層植生の生育するための空間の確保や保育の行き届かない人工林を中心に、適切な間伐等を実施し森林の健全性を保ちつつ、周辺の自然環境の向上に資するよう十分配慮した施業に努める。

- ・間伐効果を長期間発揮させ育林コストの縮減等を図る観点から、気象被害等に十分注意したうえで間伐率を30%以上にするよう努める。
- ・崩壊地の上部は除間伐を集約的に実施し、林床植生の育成を促進する。
- ・伐倒木及び林地残材が流出する恐れのある場合は、適切に流出防止対策を施すほか、林外への搬出や伐倒木の木柵等への利用を図る。特に土砂の流出路となる谷筋においては、伐採した立木が谷筋に入らないようにする。

○森林の巡視の計画

- ・3年に一度の頻度で巡視を行い森林の環境状況を確認する
- ・皆伐した箇所がないか、また、間伐の必要がないかなどを念頭に巡視する。
- ・巡視の際、現地までの林道・作業道について損傷の状況を把握する。
- ・モニタリング対象の森林について、林相の様子が分かるように巡視報告書様式に沿った写真撮影を行い、その記録を保存する。

### 2.3 新規登録、更新の別

○	G-クレジット制度において新規に登録されるプロジェクトである。
	G-クレジット制度において更新されるプロジェクトである。

### 2.4 プロジェクト要件への適合

追加性	○	追加性の評価が不要 → 5. 追加性に関する情報の5.0で、1を選択してください。
		追加性を有している → → 5. 追加性に関する情報の5.0で、2を選択したうえで、5.1と5.2に詳細をご記入ください。

### 2.5 方法論への適用条件

方法論の適用条件について適合している理由を下記に記入すること。

条件1	当プロジェクトに含まれる施業域での施業は、瑞浪市森林整備計画で定める施業方法に基づいている。 また、プロジェクト実施値は2021年以降に岐阜県の環境保全林整備事業を活用して施業した森林である。 当該森林においては森林経営計画は策定されていない(施業実施時点も同様)。
条件2	当プロジェクトには、プロジェクト登録年度の前年R5年度末までのプロジェクト実施地が19.51ha含まれている。これは、方法論の適用条件2に定められている10haを上回っている。また、認証対象期間内にプロジェクト対象地域内において10ha以上の施業が計画されている。
条件3	当プロジェクト実施地の土地転用(取用など避けがたい土地転用を除く。)は計画されていない。
条件4	認証対象期間中及び認証対象期間の終了日から10年を経過する日までの間、プロジェクト実施地を管理する意思がある。 また、プロジェクト実施地において主伐はなく、森林整備計画を作成する予定もない。 上記に違反した場合には実施規程(プロジェクト実施者向け)8.1.3に基づき補填義務を負うことについて了解している。
条件5	環境社会配慮を行い持続可能性を確保するため、森林法を遵守している。

### 2.6 モニタリング・算定方法

プロジェクト実施後吸収量		
主要/付随的	吸収活動	温室効果ガスの種類
主要	地上部バイオマスの増加	CO <sub>2</sub>
主要	地下部バイオマスの増加	CO <sub>2</sub>

### 3 データ管理

データの品質を確保するための仕組みとして、データ収集・集計等体制の整備と個別データの信頼性の向上について以下に記載する。詳細については、G-クレジット制度実施規程(プロジェクト実施者向け)「2.4」を参照のこと。

#### 3.1 モニタリング体制

データ管理責任者 ※1	業務課 課長
モニタリング担当者 ※1	業務課の担当職員とし、事務分掌に記載。

※1 担当者の組織、役職名を記載すること(個人名は不要)。原則として、それぞれ別の担当者をおくこと。

#### 3.2 モニタリングデータの収集・記録・保管

モニタリングデータの収集・記録・保管方法 ※1	<p>(1) 森林の施業又は巡視が実施された森林の面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施面積は、補助金申請等のために実施した過去の実測の結果をモニタリング担当者が収集・記録し、データ管理者が確認の上、出典の複写と共に保管する。但し、認証対象期間中にGNSS等により実測した場合は、その結果を同様な手続きにより記録・保管する。</li> <li>森林の施業の実施状況は、伐採届、補助事業等の関係書類を用いて確認を行い、データ管理責任者が確認の上、保管する。</li> <li>森林の巡視は、モニタリング担当者及び業務課担当者により、3年に一回以上定期的に行い、巡視報告書を作成し、データ管理責任者が確認の上、保管する。</li> </ul> <p>(2) 年間幹材積成長量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林の樹種、地位等による階層に係るデータは、モニタリングプロットにおける樹種、林齢、立木数、胸高直径及び樹高の調査結果に基づき、モニタリング担当者が収集、記録し、データ管理責任者が確認の上、上記の調査結果と共に保管する。</li> <li>年間幹材積成長量は、岐阜県が作成した収穫予想表に基づき、モニタリング担当者が収集・記録し、データ管理責任者が確認の上、収穫予想表に基づく計算過程と共に保管する。</li> </ul> <p>(3) 容積密度、拡大係数、炭素含有率、地下部率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング・算定規定の記載値をモニタリング担当者が収集・記録し、データ管理責任者が確認する。</li> </ul>		
データ保存期間 ※2	認証対象期間終了後	10	年間

※1 認証対象期間において複数の担当者がモニタリングを行う場合には、全ての担当者が適切にモニタリングデータの収集・記録・管理を行うための仕組みも併せて記載すること。その際、森林管理のための巡視を行う体制を明記すること(森林の巡視とは、一般的に、森林の保全管理及び森林の産物の盗採、林野火災等の森林被害の防止及び発見のために、定期的及び必要に応じ森林において行うもの)。

※2 原則として認証対象期間の終了後10年間とする。

#### 4 特記事項

##### 4.1 吸収量に影響を与える可能性のあるリスクの特定について ※1

吸収量に影響を与える可能性のある リスクがあるか	<input type="radio"/>	有
	<input type="radio"/>	無
<p>(「有」の場合にはリスク要因を以下に記入)          下記のようなリスク要因が挙げられる。          A) 生物被害(病害、虫害、獣害)          B) 気象被害(風害、土砂崩れ等)          C) 林野火災          D) 人的リスク(モニタリングや算定における誤謬)          A～Cについては、適切な施業や巡視により、早期の発見、迅速な対応、被害の軽減に努め、吸収量への影響の抑制を図る。          Dについては、内部監査などにより現地林分の状況との齟齬や人的ミスによる算定の誤りなどが発見された場合、速やかに修正して吸収量を再算定すると共に、誤謬の内容を記録・分析することにより再発の抑止に努める。</p>		

※1 プロジェクト排出量が増加し、プロジェクト吸収量を上回る可能性のあるリスクも含む。

##### 4.2 ダブルカウントの防止措置について

類似制度へプロジェクトを登録しているか。	<input type="radio"/>	登録している
	<input type="radio"/>	登録していない
<p>(「登録している」場合には以下を記入)</p>		
類似制度名：		
類似制度での認証予定期間： ～		

##### 4.3 法令等の義務の有無について

プロジェクトの実施は、法令等の義務履行によるものではないか。	<input type="radio"/>	法令等の義務履行によるものである。
	<input type="radio"/>	法令等の義務履行によるものではない。

5 追加性に関する情報

= 記入するセル

= 入力しないセル

5.0 追加性評価の要否(何れかに○)

1	方法論GFO-01に基づくプロジェクトで、認証対象期間中に主伐がプロジェクト実施地において計画されていない	○
2	上記に該当しない	

※上記 5.0において、2を選択した場合のみ以下に記入

5.1 補助金に関する情報※1

補助金交付主体	
補助金名称	
補助金額(千円)	

※1 プロジェクト登録の申請段階で申請を予定している補助金は全て記載すること。  
また、複数の補助金を申請予定の場合には、欄を追加して記載すること。

5.2 経費等・収益に関する情報

経費等

①経費等総額(=(a-b+c)+(d-e+f))		0	千円
通常 の林 分	a	認証対象期間中の森林管理に要する経費	千円
	b	認証対象期間中の森林管理に関する補助金	0
	c	認証対象期間中の森林管理に要する経費に関する銀行等借入利子	千円

収益

②収益 ※1	千円
--------	----

※1 プロジェクト実施地における認証対象期間中の森林経営に関する収益を記載すること。

採算性

③収益－経費等(=②－①) ※2	0	千円
------------------	---	----

※2 マイナスとなることを証明すること。



## 6.吸収量の算定方法(GFO-01用)

### 6.1 認証対象期間

【開始日:(ブルダウンより選択)】

【終了日】

認証対象期間	2024 年4月1日 ~	2032 年3月31日
--------	--------------	-------------

※1 認証対象期間の開始日は、プロジェクト開始日の含まれる年度の開始日とすること。

※2 認証対象期間の終了日は、認証対象期間の開始日から8年を経過する日とすること。

### 6.2 吸収量(計画)

$$C_{total} = C_{PJ} - C_{cut} - C_{BL}$$

記号	定義	単位
$C_{total}$	当該年度のプロジェクト実施後吸収量(純吸収量)	tCO2
$C_{PJ}$	当該年度のプロジェクト実施後吸収量(総吸収量)	tCO2
$C_{cut}$	当該年度のプロジェクト実施後排出量	tCO2
$C_{BL}$	当該年度のベースライン吸収量	tCO2

年度	当該年度の ベースライン 吸収量※3  $C_{BL}$ (tCO2)	当該年度の プロジェクト 実施後吸収量 (総吸収量)※1  $C_{PJ}$ (tCO2)	当該年度の プロジェクト 実施後排出量 ※2  $C_{cut}$ (tCO2)	当該年度の プロジェクト 実施後吸収量 (純吸収量)  $C_{total}$ (tCO2)
2024年度	0.0	78.0	0.0	78
2025年度	0.0	118.0	0.0	118
2026年度	0.0	138.0	0.0	138
2027年度	0.0	158.0	0.0	158
2028年度	0.0	178.0	0.0	178
2029年度	0.0	198.0	0.0	198
2030年度	0.0	218.0	0.0	218
2031年度	0.0	238.0	0.0	238
合計	0.0	1,324.0	0.0	1,324

※1 当該年度のプロジェクト実施後吸収量は、6.3に記載の当該年度のプロジェクト実施後吸収量が記載される。

※2 当該年度のプロジェクト実施後排出量は、原則として0とする。

※3 当該年度のベースライン吸収量は、6.4に記載のベースライン吸収量が記載される。

6.3 プロジェクト実施後吸収量

$$C_{PJ} = \text{算定対象面積} \times 4\text{tCO}_2/\text{ha}/\text{年}$$

記号	定義	単位
$C_{PJ}$	当該年度のプロジェクト実施後吸収量	tCO2

<補足説明>

プロジェクト実施後吸収量は、あくまで計画段階での吸収見込み量であることから、算定対象とする面積に、本県の標準的なha当たり吸収量(tCO2/ha・年)を乗ずることにより吸収量を算定するものとする。

本県の標準的なha当たり吸収量は、以下の考え方により求めている。

- a)樹種:ヒノキ……本県民有林面積の約1/4を占め主要樹種であること
  - b)林齢:60年生…本県民有林人工林年齢別面積のピーク年齢(12年齢=56~60年生)の最終年であること
  - c)地位:3……本県のヒノキ人工林分収獲表の中央値であること
- a)~c)の条件で導き出したha当たり年間成長量をCO2換算しha当たり吸収量を算出。

年度	プロジェクト実施地の面積 【過去分の巡視】 (2012年4月以降からプロジェクト実施年度の前年度までに森林の施業が実施され、当該年度中に巡視を行ったもの) (ha)	プロジェクト実施地の面積 【過去分の再開伐】 (2012年4月以降からプロジェクト実施年度の前年度までに森林の施業が実施され、巡視を行った森林で再度間伐を行ったもの) (ha)	プロジェクト実施地の面積 (当該年度に森林の施業が実施されたもの) (ha)	算定対象面積 (ha)	当該年度のプロジェクト実施後吸収量 (総吸収量)  $C_{PJ}$ (tCO2)
2024年度	19.51			19.51	78.0
2025年度			10.00	29.51	118.0
2026年度			5.00	34.51	138.0
2027年度			5.00	39.51	158.0
2028年度			5.00	44.51	178.0
2029年度			5.00	49.51	198.0
2030年度			5.00	54.51	218.0
2031年度			5.00	59.51	238.0
合計	19.51	0.00	40.00	331.08	1324.0

6.4 ベースライン吸収量の考え方

(1) ベースライン吸収量の考え方

本プロジェクトにおけるベースライン吸収量は、2012年4月以降に森林施業(保育、間伐)を行った森林の面積において、2022年4月以降適切な森林経営がなされなかった場合の吸収量とする。

(2) ベースライン吸収量の算定式

$$C_{BL} = 0$$

記号	定義	単位	想定値
$C_{BL}$	当該年度のベースライン吸収量	tCO2	0

7. モニタリング計画

記号	定義	単位	概要	詳細	頻度	計量器		備考
						計量器の種類	精度	
	森林施策が実施された森林の面積(森林の面積に0.5を乗じた値)	ha	GPS測量(コンパス・GPS測量併用)	GPS測量により測量した面積を使う。	初回検証申請時に1回	GPS計測器・コンパス	閉合差/100以内 精度値3m以下	メーカーの推奨する方法による
Area <sub>Forest</sub>	育成林	-	資料より	森林の施業履歴、伐採届、補助事業の関係書類、対象の林分の施業の痕跡や時期が判断可能な写真等で確認を行う	初回検証申請時に1回	-	-	-
	森林の施業の実施状況	-	資料より	巡視報告書を作成する	検証申請時に1回	-	-	-
	森林の巡視の実施状況	-	資料より	巡視報告書を作成する	検証申請時に1回	-	-	-
Δ Trunk <sub>SG</sub>	単位面積当たりの年間幹材積成長量	m <sup>3</sup> /ha	収穫予想表(収穫予想期数、林分収穫量、広葉樹林分収穫量、標準蓄積表等)	(使用する収穫予想表等の名称を記載すること) 岐阜県林政部 人工林林分収穫表	検証申請時に1回	-	-	-
WD <sub>i</sub>	容積密度	t/m <sup>3</sup>	デフォルト値	G-クレジット制度 モニタリング・算定規定	検証申請時に最新のものを 使用	-	-	-
BEF <sub>i</sub>	拡大係数	-	デフォルト値	G-クレジット制度 モニタリング・算定規定	検証申請時に最新のものを 使用	-	-	-
CF	炭素比率(炭素含有率)	-	デフォルト値	G-クレジット制度 モニタリング・算定規定	検証申請時に最新のものを 使用	-	-	-
R <sub>soil</sub>	地下部率	-	デフォルト値	G-クレジット制度 モニタリング・算定規定	検証申請時に最新のものを 使用	-	-	-
i	地位等による階層	-	航空レーザー計測	(地位特定のためのモニタリングプロットは、設定箇所を森林計測図・オルソ画像、空中写真等を用いて別途資料として示すこと)	初回検証申請時に1回	(胸高直径の測定に使用する計量器を記載) 航空レーザー計測の場合、胸高直径の計測は不要である	(モニタリングプロットを指定する場 合)選地がない場合、1ha未満の林 小班にモニタリングプロットを設 定する。	測定日毎に測量前にキャリブレーションを実施

※1 モニタリングエリアごとに異なるモニタリング方法を適用する場合には、行を追加した上でモニタリングエリアごとに記載すること。

＝入力するセル

＝必要な場合のみ記入するセル

＝入力しないセル

モニタリング方法 ※1

＝入力するセル

＝入力しないセル